

## 障害者医療費助成



### 対象

- ・身体障害者手帳1～3級の方(腎臓機能障害は1～4級、進行性筋萎縮症は1～6級の方)
- ・療育手帳A・B判定の方
- ・自閉症状群と診断されている方

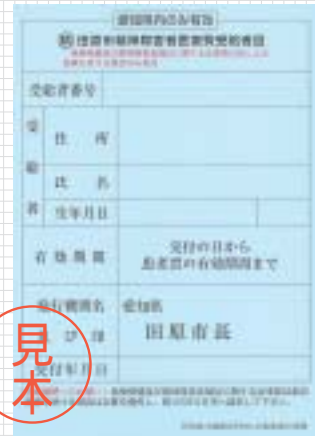
### 内容

医療保険における自己負担額を助成します。

### 申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・それぞれの手帳(自閉症状群については精神科医の発行する診断書)

## 精神障害者医療費助成



写真は通院のもの

### 対象

- ・精神障害と診断され、公費負担を受けている方
- ・精神障害と診断され、入院されている方(措置入院の方は除く)

### 内容

精神障害治療に必要な次の費用を助成します。

- ・通院⇨医療費の自己負担額
- ・入院⇨医療費の自己負担額の半額

### 申請に必要なもの

- ・通院⇨健康保険証、印鑑、患者票の写しまたは精神障害者保健福祉手帳
- ・入院⇨健康保険証、印鑑、診断書

## 母子家庭等医療費助成



8月1日から印刷は赤色

### 対象

- ・母子家庭(父が重度の障害をもつ家庭を含む)で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで、以下同じ)の児童を養育する母および児童
- ・父子家庭(母が重度の障害をもつ家庭を含む)で18歳以下の児童を養育する父および児童
- ・父母のいない18歳以下の児童

### 内容

医療保険における自己負担額を助成します。

### 申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・印鑑

国民健康保険高齢者医療費・母子家庭等医療費を受給されている方は、受給者証が7月31日[日]で期限切れとなります。更新手続きの必要な方には通知しますので、手続きをお願いします。対象になると思われる方で、通知が届かない場合はお問い合わせください。

- 国民健康保険高齢者医療費を受給されている方には、7月31日[日]までに新しい受給者証を郵送します。

## 医療受給者証の更新について

